

議案第 53 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 22 日

提出者 目黒区長 青木英二

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の
一部を次のように改正する。

第26条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同
法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第26条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を
除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同
法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第25号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号を削り、同条第3
号を同条第2号とする。

第16条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」
を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の一部
を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各

号」に改める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第30条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条中職員の退職手当に関する条例第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第26条第1項、第26条の2第2号及び第27条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に、旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正されること等に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

(_____は、改正点)

第1条による改正案	現行条例
(期末手当)	(期末手当)
第26条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。	第26条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、 <u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。
2～5 (現行に同じ。)	2～5 (省略)
第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1) (現行に同じ。)	(1) (省略)
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員

法第28条第4項の規定により失職した職員

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。

2～6 （現行に同じ。）

法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。

2～6 （省略）

第2条による改正案	現行条例
(支給対象)	(支給対象)
<p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）で、<u>次に掲げる者</u>とする。</p>	<p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）で、<u>次の各号に掲げる者</u>とする。</p>
<p>(1) (現行に同じ。)</p>	<p>(1) (省略)</p>
<p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>(2) <u>職員の給与に関する条例第22条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で、区長が定める者</u></p> <p>(3) (省略)</p>
<p>第16条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する</p>	<p>第16条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する</p>

る信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	る信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1) (現行に同じ。)	(1) (省略)
(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u> 又はこれに準ずる退職をした者
2・3 (現行に同じ。)	2・3 (省略)

3 職員の旅費に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表

(_____は、改正点)

第3条による改正案	現行条例
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 (現行に同じ。)	第3条 (省略)
2 (現行に同じ。)	2 (省略)
3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、次に掲げる事由により退職等となったときには、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。	3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、次に掲げる事由により退職等となったときには、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
(1) 法第16条各号に掲げる事由	(1) 法第16条第2号から第5号までに掲げる事由
(2) (現行に同じ。)	(2) (省略)
4～6 (現行に同じ。)	4～6 (省略)

4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）新旧対照表

(_____ は、改正点)

第4条による改正案	現行条例
(期末手当) 第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。	(期末手当) 第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、 <u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。
2～6 (現行に同じ。) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (現行に同じ。) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員	2～6 (省略) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (省略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員

法第28条第4項の規定により失職した職員

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2～7 （現行に同じ。）

法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2～7 （省略）